

○明治薬科大学研修認定薬剤師認定基準

制定	平成18年12月22日
改正	平成19年 3月19日
	平成19年 9月21日
	平成20年 5月22日
	平成21年 1月 9日
	平成24年 2月23日
	平成24年 3月 9日
	平成28年 3月10日
	平成28年12月 2日
	平成30年 6月 8日
	令和2年 12月 2日
	令和3年 9月 2日

第1条 この基準は、明治薬科大学研修認定薬剤師研修制度規程（以下「認定薬剤師研修制度規程」という。）第4条及び第7条に基づき、研修認定薬剤師の認定に必要な基準を定める。

第2条 研修認定薬剤師の新規認定に必要な単位の取得は、次のとおりとする。

- (1) 4年以内に40単位以上を本学または他の認証機関で取得する。
- (2) 単位取得が複数年に亘る時は、毎年5単位以上を取得する。
- (3) eラーニングによる1日あたりの取得単位は4単位を上限とする。
- (4) 第6条第2号および3号の発表による単位は、あわせて10単位を上限とする。

第3条 更新認定に必要な単位の取得は、次のとおりとする。

- (1) 3年間に亘り、30単位以上を本学または他の認証機関で取得する。
- (2) 認定日を起算日として、毎年5単位以上取得する。
- (3) eラーニングによる1日あたりの取得単位は4単位を上限とする。
- (4) 第6条第2号および3号の発表による単位は、あわせて10単位を上限とする。

第4条 期間の延長は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第3条第1号の年限内に出産、病気その他止むを得ない理由があると認定評価委員会が認めた場合は、その期間分は延長することができる。

第5条 単位付与の対象となるのは、第6条第1号および第4号に定める事業、第2号および第3号に定める発表、ならびに第6条の2に定める講師とする。

第6条 単位付与の対象は、次を基準とする。

(1) 本学の主催又は共催事業

①薬剤師生涯学習講座	1コマ（90分）	1単位
②本学が主催又は共催する研修会	1コマ（90分）	1単位
③eラーニングによる薬剤師生涯学習講座	1コマ（90分）	1単位

(2) 論文発表

①主著者（first author または corresponding author）	5単位
②共著者	2単位

(3) 学会発表

- ①発表者 2 単位
②共同発表者 1 単位

※ここでの学会発表は、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本薬学会、日本医療薬学会、日本社会薬学会又は日本学術会議協力学術研究団体が開催する学術発表で薬学に関連するもの、もしくは本学が主催又は共催する学術集会の発表で薬学に関連するものに限る。

- (4) 薬剤師認定制度認証機構から認証された本学以外の機関（以下、「他の認証機関」という。）が実施する事業集合研修は 90 分を 1 単位とし、1 日 4 単位を上限とする。ただし、学会等で複数日に亘って行われる研修については 2 日間 6 単位、3 日間 9 単位を上限とする。

第 6 条の 2 本学が主催する事業の講師（薬剤師に限る）には、1 コマ担当するごとに 1 単位を付与する。

第 7 条 本学は、第 6 条第 1 号から第 3 号又は第 6 条の 2 によって単位を取得した場合は、研修認定薬剤師研修制度規程第 1 2 条第 2 項による受講証明等として、受講証明書又は認定シールを発行する。

第 7 条の 2 受講証明書等の受講の根拠が示されない場合、又は認定シールを紛失した場合、その単位は無効とする。但し、単位を取得したことを確認できる場合はこの限りではない。

第 8 条 第 2 条及び第 3 条の単位の取得は、本学又は他の認証機関が発行した受講証明書の提出又は認定シールを認定薬剤師研修手帳に貼付し、開催証明資料を添えて確認する。

第 9 条 この基準の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 2 月 23 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 24 年 3 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 28 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 12 月 2 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 30 年 6 月 8 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 2 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 9 月 2 日から施行する。